

指定相談支援事業きらりの森 運営規程 (地域移行支援・地域定着支援)

社会福祉法人きらりの森

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらりの森（以下「法人」という。）が設置運営する指定相談支援事業所きらりの森（以下「事業所」という。）において実施する地域移行支援事業及び地域定着支援（以下「一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域移行の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関するその他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者とは常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対して、障害の特性を起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に行うものとする。

3 一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適正かつ効果的に行うものとする。

4 一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行うものとする。

5 事業所は、障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

6 前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年4月1日厚生労働省令第27号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定相談支援事業所 きらりの森
- (2) 所在地 愛媛県松山市畑寺4丁目8番7号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員、利用者に対して福祉サービスの利用の援助、社会資源を活用するための支援等を行う。

2 前項に示す外、必要に応じ、嘱託、パートタイマー等臨時に雇用する職員をおくことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

祝祭日、法人が別に定める休日は休業とする。

(2) 営業時間 事業所内での支援時間を午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 相談受付時間は、午前9時30分から午後5時00分とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定地域相談支援事業の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う指定地域相談支援サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 相談支援事業の内容

(2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供

(3) 指定地域移行支援に関する内容

ア 地域移行支援計画の作成及び評価

イ 地域に移行するための活動に関する面接又は同行による支援

ウ 障害福祉サービスの体験的な利用

エ 体験的な宿泊

(4) 指定地域定着支援に関する内容

ア 地域定着支援台帳の作成及び評価

イ 訪問等による利用者の状況の把握

(5) 前号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。また、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、必要に応じて、テレビ電話装置等を用いた支援を行う。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援サービスを提供した際は、支給決

定障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 3 第1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市（島しょ部を除く）、東温市、松前町とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第9条 事業所は、主たる対象者を精神障害者とする。

(苦情解決)

- 第10条 提供した指定相談支援サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定相談支援サービスに関し、法第10条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- 1 虐待防止委員会（以下、委員会）を年1回以上開催する。（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）その他、必要に応じて、委員会を開催する。委員会では、身体拘束等の適正化への取り組みの等の確認、虐待防止のための方策等について検討を行う。委員会の結果について、報告書を作成し、従業者等に周知徹底を図る。
 - 2 身体拘束等の適正化、虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、従業者に対し、身体拘束等の適正化、虐待の防止の研修を年1回以上実施する。また、新規採用時には個別で研修を実施する。研修後、報告書を作成する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者を置く。
 - 5 その他、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、必要な措置を講じるよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供

を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第13条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業者は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知。
 - （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - （3）事業所における従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（職場におけるハラスメントの防止）

第14条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について、記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修採用後3ヶ月以内
 - （2）継続研修年1回
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者もしくはその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者もしくは家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定相談支援サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人きらりの森と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
令和4年6月22日 一部改正